

住宅のバリアフリー改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）

1. 高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、以下のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置を創設する。

- i)廊下の拡幅 ii)階段の勾配の緩和 iii)浴室改良 iv)便所改良 v)手すりの設置
- vi)屋内の段差の解消 vii)引き戸への取替え工事 viii)床表面の滑り止め化

○所得税

・平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の者^{*1}が自己の居住の用に供する家屋についてバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、新設される以下の制度が選択できる。

【住宅のバリアフリー改修促進税制】

(ア) バリアフリー改修工事に係る借入金（200万円まで）：

年末残高の2%を5年間所得税額から控除

(イ) (ア) 以外の増改築等に係る借入金：

年末残高の1%を5年間所得税額から控除

(ただし、控除対象となる(ア)及び(イ)における借入金額の上限は合計1,000万円。)

※1 a)50歳以上の者、b)要介護又は要支援の認定を受けている者、c)障害者、
d) b)若しくはc)に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

【現行の住宅リフォーム・ローン減税と住宅のバリアフリー改修促進税制の比較】

	住宅リフォーム・ローン減税		住宅のバリアフリー改修促進税制
控除率	1～6年目：1.0% 7～10年目：0.5%	1～10年目：0.6% 11～15年目：0.4%	2.0% (バリアフリー改修工事以外の部分は1.0%)
控除期間	10年間 ^{*2}	15年間 ^{*2}	5年間
ローンの限度額	19年居住：2,500万円 20年居住：2,000万円		200万円(バリアフリー改修工事相当分) 1,000万円(増改築等工事全体)
ローンの償還期間要件	10年以上		5年以上
工事費要件	100万円超		30万円超 (補助金等をもって充てる部分を除く)
死亡時一括償還	対象外		対象

※2 平成19年・20年については、三位一体改革による税源移譲に伴う住宅ローン減税の効果を確保するため、控除期間を10年間とする現行制度と控除期間を15年間とする特例措置との選択適用を可能とする措置が講じられている。

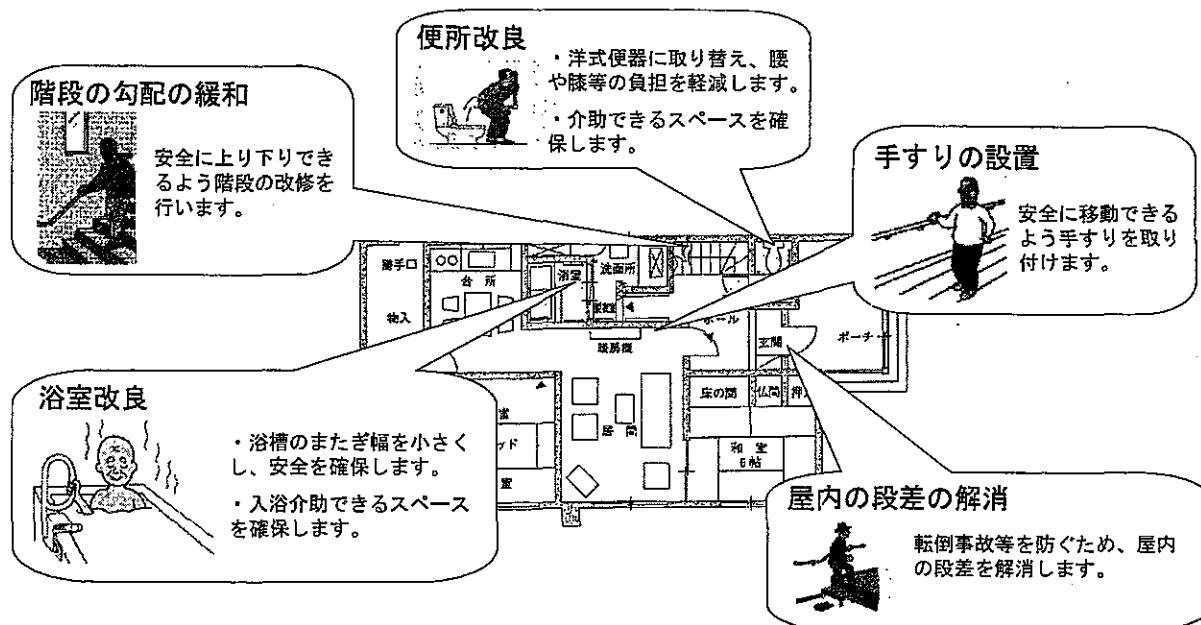
・現行の住宅リフォーム・ローン減税の対象となる増改築等の範囲に、上記i)～viii)のバリアフリー改修工事を追加する。

○固定資産税

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成19年1月1日以前から存していた家屋のうち一定の者^{*3}が居住するもの（賃貸住宅を除く。）についてバリアフリー改修工事を行い、当該改修工事に要した費用から補助金等をもって充てる部分を除いた費用が30万円以上の場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（100m²相当分までに限る。）を1／3減額する。

※3 α)65歳以上の者、β)要介護又は要支援の認定を受けている者、γ)障害者

【バリアフリー改修工事の具体例】



2. ローンを活用しない住宅のバリアフリー改修促進税制については、与党税制改正大綱において、引き続き検討を行うこととされた。

平成19年度与党税制改正大綱（抄）

「住宅のバリアフリー改修促進税制については、今後の適用状況を踏まえつつ、高齢者等の安心・安定した居住環境の確保や税制としての適切な支援のあり方等の観点から、今後、引き続き検討を行う。」

(担当)
国土交通省住宅局
住宅総合整備課企画係

電話 03-5253-8111
(内線39-336)